

韓国農業の問題点と農漁村開発公社の設立

序

I 韓国農漁村の問題点と改善の方向

1. 韓国農業の現状
2. 問題点をいかに改善するか
3. 農産加工の育成

II 農漁村開発公社

1. 公社の概要
2. 公社の事業計画（1968年）

序

韓国においては、1967年10月20日、農漁村開発公社法が国会を通過し、同月31日法律第1960号として公布、即日施行された。引きつづいて関係法令の整備が行なわれる一方、農漁村開発公社法に基づき公社の設立手続きが開始され、同年11月18日、農林部長官の認可を了し、登録手続きの完了をまって同年12月1日、正式に発足した。

公社の設立は、直接には朴大統領が第2期大統領選挙に出馬するにあたり、従来同国の経済発展の過程において、とかくとり残されがちになっていた農漁村の振興を図るという目的でこれを公約したものであり、政治的な含みが先行しているように受けとれるが、他方韓国農漁村の現状にかんがみれば、かかる公的機関の設立による農漁村振興はほとんどいまや不可欠の政策的要請となっていたとも思われ、その意味では時宜を得た政策の展開であり、今後におけるその十全な機能の発揮が期待されるのである。

このような意味で、その将来における意義を期待しつつ公社の全容について紹介を行なうとともに、これに先だって、公社設立の背景をなす韓国農業および農村の現状・問題点を指摘し、どのような観点で韓国の農業および農村に対する政策が考えられ、公社はそのなかでどのような役割を期待されているのかを明らかにしてゆきたい。

I 韓国農漁村の問題点と改善の方向

1. 韓国農業の現状

農漁村開発公社設立の背景には、韓国の農漁村が、同

国の驚異的ともいべき経済成長のなかで立ちおくれた部分、そしてますます隔差がつきつつある部分であるが、他方農業こそ国のもっとも基本的産業として絶対にその意義を過小評価できない分野である、という認識がある。

そこで諸資料^(註1)の総合によって、韓国農業の現状および問題点の把握からはじめていこうと思う。

これら諸資料によれば、次のとおりである。

(1) 最近の韓国経済は高度成長をとげ、出発点の水準がきわめて低かったとはいえ、第1次経済開発5カ年計画期間中（1962～66年）の年平均成長率は実質8.3%を示した。この間において農業部門はほぼ着実な発展をとげ、年平均6.3%の生産の伸びを示した。

特に第1次計画の最終年次である1966年のGNP成長率は実に対前年実質13.4%に上ったが、その裏づけとして製造工業の16%という伸びもさることながら、第1次産業の11%という伸びが大きい支えになったことを否定することはできない。

さて、1967年から第2次5カ年計画が開始された。その初年度においては10.5%のGNPの伸びが目標とされたが、工業生産面で22%の拡大をみたにもかかわらず、農業部門を中心とする第1次産業部門の生産の後退（対前年6%減）に足を引っぱられ、実質8.4%の成長にとどまったのである。

(2) このように、第1次産業部門の動向は韓国経済全体の浮沈にかかわっている。これを数字的にみれば、同部門は国民生産の38%程度を占め、また、農業労働人口は就業人口の実に58%に達しているのである^(註2)。

第1表 産業部門別国民生産(1962～66)

(単位：10億ウォン)

	1962	1963	1964	1965	1966
総生産	635.0	693.0	750.3	805.9	913.8
第1次産業	252.4 (39.7)	270.6 (39.0)	314.3 (41.8)	311.6 (38.6)	345.9 (37.8)
第2次産業	129.6 (20.4)	150.4 (21.7)	159.5 (21.2)	194.4 (24.1)	227.4 (24.9)
第3次産業	253.0 (39.9)	272.1 (39.3)	276.5 (37.0)	299.9 (37.3)	340.6 (37.3)

(出所) 経済企画院『第14回韓国統計年鑑』(Seoul, 1967)。

(注) 1965年恒常価格。かつこ内は各部門の占める比重(%)。

しかし静態的にはそうであっても動態的には、第2次および第3次産業部門の急激な発展によって第1次産業部門の相対的地位は低下してきている。すなわち、農業生産の国民生産に占める比率は1960年の41.4%から1966年の37.8%まで低下した(第1表参照)。

また、農村から都市への人口移動が増加しつつあり、年間流出数が10万人ないし20万人といわれているおりがら、総人口に占める農家人口の比率は1960年の58.3%から1966年の54.0%に減少しているのである。

しかしながら、そのような地位の相対的低下にもかかわらず、絶対的には第1次産業はまだ最大のウエイトをもつ産業であって、しかも1961年から1966年までの期間における経済成長に対する農業の寄与率は平均26.5%を示し、国民経済のなかに占める役割は依然として大きいものがあるといわねばならぬ。

(3) 農業の発展に伴い、農業構造の面でも漸次変化が現われてきており、1960年から1966年に至る間に農家戸数は約8%増加し、1966年現在で254万戸に達したが、この間耕地面積は13.2%の増加となったため、この結果1戸当たり耕地面積は8.7反歩から9.1反歩に増加し、農家の規模構成面からいえば零細性がやや緩和されはじめたという傾向をみせている(第2表)。

これは、官庁が経営規模の拡大に熱心で、5カ年計画期間中にならぬ開墾熱がみられたことにもよろう。もっとも農産物価格のあり方だけでは経営規模の拡大は必ずしも強い関心をよばないおそれもある。

これと同時に考えておくべきことは、別途小作制度が事実上の制度として復活ははじめていているという情報があること(註3)、政府も事実、不在地主制に対する制限の撤廃によって農村地域への都市ブルジョワ資本の流入を図り農村の振興の一助にしようとする構想を示している(註4)。

(4) 韓国農業は前記(1)のような伸びをつづけた結果と

第2表 耕作規模別農家戸数 (単位: 1000戸)

規模別	1960	1966
5反歩未満	1,008.6	893.9
0.5~1町歩	706.7	818.1
1~2 "	485.9	656.9
2~3 "	141.4	136.7
3町歩以上	6.9	34.6
計	2,349.5	2,540.3

(出所) 農林部『農漁村開発公社の構想』(Seoul, 1967)。

して食糧の国内自給率は1960年の92%に対し、1966年には94%へと好転をみせた。しかし依然として食糧完全自給体制にはほど遠く、これは1971年の第2次5カ年計画最終年次の最大の目標として残されている。また、経済の発展による国民所得の増大によって、農産物に対する需要には変化が現われている。韓国における食糧支出は1960年から1966年までに年率27.1%で伸びており、需要超過ぎみである(註5)。また需要の構造にも変化が生じ、澱粉質から蛋白質、果物、高級蔬菜の消費へとパターンが変化しつつあるが、この結果需要の伸びいかんによって価格騰貴率にかなりの起伏が生じている。さらに見のがしえないのは食品加工需要と工業原料需要が急激に膨張していることである(註6)。

このような需要の変化に応じて、生産物の構造にも変化が生じており、1960年から1966年に至る間に食糧作物の伸びが43.6%であったのに対し、蔬菜113%、蚕繭は116%、専売作物は160%の伸びを記録し、乳牛頭数は10倍に増え、主穀農業から商業的な農家経営への転換がめばえつつある。

しかしながら、現時点において韓国農業の実態を静態的に見つめるならば、それは依然として自家消費のための主穀偏重農業といわざるをえず、米麦比率が実に79.6%に達しており(第3表参照)、作物の商品化率はまだ32.7%にすぎないのであり(註7)、主穀の完全自給の達成をはかると同時に、上に述べた転換を急速におし進める

第3表 農家の農林水産物収入(1966)(全国、戸当たり)

	金額 (1000ウォン)	構成比(%)	
		(1)	(2)
合計	122.3	100.0	
農業収入	119.6	97.8	
農作物	108.7	88.9	100.0
米	69.6	56.9	64.0
麦	16.9	13.9	15.6
雑穀	1.9	1.5	1.7
豆	3.3	2.7	3.1
イモ	4.3	3.6	4.0
蔬菜	6.3	5.2	5.8
特用作物	3.1	2.5	2.9
果物	1.1	0.9	1.0
その他	2.1	1.7	1.9
農作物以外	10.9	8.9	
畜産	3.3	2.7	
養蚕	0.6	0.5	
農産加工	0.5	0.4	
その他	6.5	5.3	
林産	1.0	0.8	
水産	1.7	1.4	

(出所) 農林部『農漁村開発公社の構想』(Seoul, 1967)。

ことが農業政策に課せられた大きな課題となっているのである(註8)。

(5) 次に農村の所得の問題があり、これは食糧自給の達成とともに、韓国農業にとってきわめて大きい問題として残されている。

まず農産物価格の面では、1960年から1966年までの期間については一般的に交易条件が農家にかなり有利に展開してきたが、品目別にはかなりの起伏があり、また特に供給に弾力性がなく、出荷期と非出荷期における価格の変動幅が一般に約4割に達することに大きな問題がある。ここにおいて継続的な価格安定対策(註9)と流通機構の整備が緊急の要請となった。

韓国においては、農業と他の産業との間に大きな生産性隔差が存在しており、労働者1人当たり付加価値生産額における農林業の非農林業に対する比率は1963年の37.4%から1966年の44.3%に上昇したとはいえ、依然として半分に満たないわけであり、この隔差を急速にちぢめてゆく必要がある。結果として、1967年における国民1人当たりの年間所得が3万7000ウォン(約137ドル)であるにもかかわらず、農民1人当たりでは2万2000ウォン(約81ドル)という開差が生じているのである。

(6) 食糧作物および商品作物の増産の背後には国民所得の増大を背景とした需要の増加があったことは前述のとおりであるが、さらにまた各方面における技術的な進歩もあずかって力があつた。とはいえ、これについてはさらに深刻な反省がなされなければならない。たしかに韓国の農業は過去10年肥料、石灰、農薬、改良種子の使用および水利事業の面でそうとうの進歩を経験した。しかしながら、韓国農業は本質的に土壌資源および気象上のハンディキャップが大きく、これを克服するためには生産増大の媒体となる中間投入計画を十分なものとし、実現せしめる必要がある。1967年には全羅道を中心とする南部の大早魃によって農業生産は(1)に述べたように対前年6%の減少を記録したが、これはこのような気象変化に対する対策がほとんど無に等しかった事実の反映でもあろう。また、1967年の生産後退は、肥料等の中間投入が計画に達しなかったためでもあると思われる。このように中間投入が不振なのは、それらの供給力が脆弱なためと、流通・分配上の隘路(註10)によると考えられる。

その他、水利面積127万7000町歩のうち実に44%が水利不良田となっていること(1965年)や、機械化が農家の所得の低さから順調にすすまないこと、耕地整理等の諸事業は必ずしも順調に進捗していないことなどに問題が

ある。韓国においては土壌の流失(エロージョン)が深刻な問題であるが、これについても総合的、科学的な対策がみられない。

(7) 最後に漁村の問題であるが、韓国の水産業は漁業装備の零細、経営規模ならびに漁撈技術の低劣さのため未開発の段階にある。たとえば漁船の総数が4万9000隻でその総トン数がわずかに16万7000トンであること、そしてそのような小型漁船がほとんど老朽化していることに注目すべきである。もっとも、このような不利な条件下にありながら、漁獲高は着実に増加しており、1965年にはすでに1780万ドルの輸出を行なって、総輸出の10%以上を記録した。現在、主として遠洋漁業が拡大している(註11)反面、沿海ものおよび近海ものが不振である。

最近の水産開発は主として漁船の数量的拡大に重点がおかれているが、反面漁業技術者の訓練、漁業施設の維持保全等関係部門の開発が相対的に軽視されているとの指摘がある。

2. 問題点をいかに改善するか

以上の分析を前提として、今後の韓国農漁村の発展をはかるうえから必要な方途が探求されなければならない。そのような努力が従来まったくなされてこなかったとはいえないが、根本的な解決策の探求以前に、たとえば米国からの余剰農産物の大量受入れによってそのときどきの問題点をカバーするなどの事情があり、端的にいうと農村それ自体は顧みられることが少なかった。

たとえば、1961年に朴政権が成立し、1962年から第1次経済開発5カ年計画がはじまったが、ここにおける農業のとらえ方、あるいは、それに与えられた役割はむしろ消極的であったといわざるをえない。なぜなら第1次5カ年計画それ自体が農業を主体とする経済構造を近代化し、高度化して経済自立を達成することを目標としていたからである。だから計画は工業やインフラストラクチュア部門に傾斜して立案されており、農業面では経済自立政策の一環として自給体制を確立するという役目が強く前面に出されていたにすぎない。

その結果として、途中、気象の変異その他諸種の減殺要因はあつたにせよ第1次計画期間中にはかなりの農業の増産が達成されたことはたしかである。しかしながら、他方人口の増加は急激であり、食糧需給のバランスはむしろ悪化がみでさえある。そこで、1967年から開始された第2次経済開発5カ年計画では、ふたたび食糧作物の増産によって食糧の自給を完全に達成することをまず第一の要請とせざるをえなかったのであろう。

第2次5カ年計画では、農業について、より積極的な姿勢がうかがわれるように思われる(注12)。すなわち、第2次5カ年計画における農業部門についての計画の方向は、食糧増産と同時に、収益性の高い経済作物と畜産物を増産し(注13)、さらにこれらを原料としての農村工業の育成や農水産物資の輸出の増大をはかり、また、工業原料用農産物の輸入代替をはかることによって農家所得の増大および外貨の獲得を期しているのである。

第1次5カ年計画でも営農の多角化、つまり商業的農業による農業構造の近代化は、農業部門にとっての目標として定められてはいた。その結果前述1.「韓国農業の現状」のような主穀中心からの転換があらわれてきた。しかしながら実際問題として、計画期間中における全体としての農業増産とは対照的に農家の経済状態の向上は遅れている。1967年から第2次5カ年計画期間にあっては、この事実をふまえて、国の産業としての農業を発展せしめると同時に、農村あるいは農民それ自体の向上に目が向けられなければならない。このようにして農民所得の向上をはかり、他方における工業生産の高度な伸長をつづけることによって全体として国民所得のバランスをとってゆこうとするのが、いわゆる「農工併進」の立場なのである。

このような観点から、韓国では具体的に次のようなアプローチがこころみられた。

(1) まず第1に、韓国農村において栽培可能な各種作物について収益性(反歩当たり粗収益マイナス生産費によって算出)および市場性を検討したところでは第4表のような結論が得られている。

(2) このように工業原料作物、輸出農産物、高等園芸作物等の収益性を算定のうえ、さらに韓国の農産物は冬作物、夏作物と春・秋作物があり、それらの連作が可能であるところから、既存耕地で最高の複合収益を挙げようように作付体系の改善が考慮されている。主要作付体系別の複合収益性は第5表のような順位となる。

従来の米および麦を中心とした生産方式にこのようにして収益性の高い経済作物を導入し、作付体系を改善することにより、自家消費営農方式を商品生産方式に転換しようというわけであるが、そのような作物を生産する可能性は、市場の需要度からみてフィージブルであると農林部方面では考えているようである。

(3) さらに、このようにして収益性ある作付体系を確立して、経済性ある作物生産を季節的に重ね、複合経営することは、当面労働集約的に働くわけであり、農村の

第4表 各種作物についての収益性および市場性

収益性順位	品目	市場所得性*	所得性*	
(夏作物)	トマ	ト	優良	206
	2	米	良可	100
	3	サツマイ	モ	74
	4	莞	草	64
	5	トウモロコシ	良	33
	6	大豆	良	34
(冬作物)	1	ニンニク	優良	472
	2	ピープル	優良	36
	3	油	良	45
	4	大豆	良	33
(春・秋作物)	1	マッシュルーム	優良	18,360
	2	ジャガイモ	良	121
(永年性および年一作作物)	1	ミ	良	1,556
	2	ブリ	優良	523
	3	カド	良	394
	4	養	優良	135
(林産物)	1	山イ	優良	240
	2	ク	良	
	3	タ	優良	
(養殖魚業)	1	真	良	181
	2	カ	良	

(出所) 農林部『農漁村開発公社の構想』(Seoul, 1967)。

(注) *米穀の反歩当たり所得に対する対比指数。

第5表 主要作付体系別の複合収益性(1966年)

(単位: 反歩当たりウォン)

	複合収益	備考
(水田)		
米---ニンニク	45,773	南部地方
米---ジャガイモ	15,192	中部地方
米---莞草	7,168	南部地方
米---ピープル	6,179	"
米---油	5,119	"
米---大豆	5,099	全国
(畑)		
ニンニク---サツマイモ	44,379	全南
油	3,725	南部
大豆	3,712	全
大豆	1,434	全
大豆	979	南部
大豆	966	全

(出所) 農林部『農漁村開発公社の構想』(Seoul, 1967)。

遊休労働力は最大限に活用されうる可能性がある。1966年における農村労働力の構造をみると一般農耕に従事するもの28.7%、特殊作物・畜産および養蚕に従事するも

の7.8%、農業以外の労働に従事するもの8.7%に対し、遊休労働力は実に54.8%に達しており、これの吸収をはかる（都市へのいたづらな流出をさけつつ）ことは農村政策の大きい目的のひとつである。

(4) 以上のような作付体系の改善と経済作物生産を促進させるためには、農林水産物の市場拡大と価格安定が前提となるべきであるが、そのためには第1次的には貯蔵・処理・加工のための施設が設置されなければならない。すでに1966年までにこのような施設は571カ所に設けられているが、そのうち経済的規模に達しているものは少なく、今後新設されるものに吸収され、あるいは拡大・統合されてゆくものと予想されている(注14)。

3. 農産加工の育成

農業問題は多面にまたがる問題点を包含しており、したがって農業政策も多岐にわたるが、前記2.「問題点をいかに改善するか」に述べたように農村ないし農民自体の所得の向上をはかるといふフィロソフィーに由来する分野では前記2.「問題点をいかに改善するか」(1)～(4)に列挙したような諸点の研究が行なわれてきており、その具体的な実現方法としてもっとも重点をおいて考えられているのが農産加工業の育成である(注15)。後記Ⅱに紹介する農漁村開発公社はまさにこのような加工事業に奉仕するものであり、このような事業の育成による農漁民の所得増大をはかるともって目的としている。

(1) ところでこのような農産加工の発達はいわゆる「主産地造成事業」と密接に結びついていることに注意しておく必要がある。われわれが先に2.「問題点をいかに解決するか」(1)および(2)において、収益性の高い作物および作付体系を選択したのは、もちろん「商業」ベースに乗せることを考えてのことである。しからば主産団地において適地適作農業の集中的開発、ないし大規模な開発を行ない、同時に農水産物貯蔵処理施設を主産団地に設置して、経済性のある工場規模を確保し、利潤をあげ、これを農村に直接還元しようような体制を作らねばならない。このような主産団地の考えは新しいことではないが、これまではまったく不振であった。その理由として、たとえば従来の主産地造成事業が単一品目についての主産団地化をめざしたため、加工業に年間を通しての稼働を保証することができず、結果として主産団地も加工工場もともに成功することができなかつた。また造成に伴う多額の投下資本の回収期間が長く、他方当面の金利負担が大きいと、投資がなかなかすすまなかつたという面も指摘しうる。

また、農産加工業のほうは、

(イ) これまでは原料農産物生産が季節的に偏っていたため、稼働率が低下しがちであり、他方で固定費用が巨額に上ったこと、

(ロ) 一時的に集中して生産した生産物を販売面では長期分散販売しなければならず、これに伴う資金回転に時間がかかる反面民間資本は不足しており、また公的機関も未整備のため、金融上のファシリティを欠いたこと、

(ハ) 原料輸送費および製品輸送費の増大で投資収益率が低下したこと、

(ニ) 加工処理技術が未発達のため製品の品質が悪く、需要が伸びなかつたこと、

(ホ) 国際市場の市況をつかみえず、そのため輸出市場の開拓がおくれたこと、

などの理由によって成長がおくれていた。特に、(イ)の理由は農産加工業の発展にとって主産団地との結びつきが必要であることを示している（そして逆に主産団地が成立するためには農産加工工場との結合が必須であることも前述のとおりである）。

(2) この意味から、現在の政策の方向は単に主産地の数を増やすこと(注16)にとどまらず、成熟時期が異なる作物を連結させた複合主産団地を造成し、当該地区に設置された処理加工施設が年間を通じてフルに稼働できるようにすることをめざしている。

農林部の資料〔C〕（注1参照）に例示されているものうち、若干例をとりあげると、たとえば、

(イ) 内陸地方の罐詰工場の場合

1～3月は柿および栗、4～6月はマッシュルームおよびアスパラガス（後者は7月まで）、6～9月はトマト、さらに10～12月はふたたびマッシュルームを取り扱う。

(ロ) 南海岸地方の総合罐詰工場の場合

4～10月はサバ、アジおよびブリを扱い、12～3月はカキおよびアサリを扱うほか、4～6月および10～12月にマッシュルームを取り扱うことによって空白期間をなくす。

(ハ) 済州島における総合罐詰工場の場合

12～3月はミカン、4～6月および10～12月の2度にわたりマッシュルーム、同じく4～6月および10～12月の2度にわたりサザエを扱うほか年間を通じて肉類の罐詰を製造する。

(ニ) 総合澱粉工場の場合

従来サツマイモ澱粉の単一工場の場合10～12月の3カ

月を稼働期間としていたのに対し、トウモロコシ、サツマイモおよびジャガイモの複合主産団地を背景として原料を確保し年中稼働を可能ならしめ、コストを低下させることができる。

(3) 農産加工の発達の背景としてはこのように複合主産団地の育成をはかるほか、さらに、

(イ) 同一作物であっても播種時期の調節によって熟期をかえ、長期間原料の確保を可能にする、

(ロ) 恒温栽培舎の設置によって年間を通じて加工原料を供給する、

(ハ) 加工工場の付帯施設としての冷凍または冷蔵施設もしくは恒温貯蔵庫を整備し、加工原料を良好に保管し供給を調節する、

などの種々のオールタナティブがあることはいうまでもなく、これらもしだいに実現に向かって試行が行なわれることになるであろうと思われる。

(注1) 本稿の作成に際しての利用資料は主として次のとおりである。

[A] 農林部『農業動向に関する年次報告書』(Seoul, 1967年10月)。

[B] 経済企画院『世界銀行による韓国経済の現況と展望に対する評価報告書』(Seoul, 1968年2月)。

[C] 農林部『農漁村開発公社の構想』(第1輯)(Seoul, 1967年)。

[D] 経済企画院『韓国第2次経済開発5カ年計画(1967~71年)』(Seoul, 1966年7月)。

[E] 経済企画院『韓国第1次経済開発5カ年計画評価報告書』(Seoul, 1967年)。

(注2) 経済企画院『韓国統計年鑑』(Seoul, 1967年)によれば、1966年末では次のとおり。(単位: 1000人)

総人口	29,208
労働人口	9,325
就業人口	8,659 (100.0%)
第1次産業	5,013 (57.9%)
第2次産業	1,153 (13.3%)
第3次産業	2,493 (28.8%)

(注3) 桜井浩「韓国の第2次経済開発5カ年計画下の農業」(『アジア経済』, 1967年7月号, アジア経済研究所)および小倉武一編『アジアの農業とその開発』(アジア経済研究所, 1968年3月), 44ページ。

(注4) 注1資料[B]のパラグラフ71はこのことを事実として認めただうえで、これをはっきりと批判している。

(注5) 1966年における食糧作物の生産は757万トンに達したが、(6)のような中間材の投入計画量が予定どおり実行されかつ天候に恵まれても、1968年においてなおかつ30~40万トンの糧穀輸入は避けえない。(注1資料[B])

(注6) 罐詰製造は1960年までは水産加工に限定されていたが、1963年以降は果実、肉類の罐詰が行なわれるようになり、罐詰輸出も1960年の3700ドルから1966年の45万7000ドルに上昇した。(注1資料[A])

(注7) もっとも下表より明らかなように、1966年現在において米麦生産の比率が高いことがそのまま農産物処理における商品化率の低い原因にはなっていない(むしろ米穀の商品化率のほうが全体の率をはるかに上回っている)ことに注意しなくてはならぬ。(注1資料[C])

	自家消費率	商品化率
米 穀	50.1%	49.9%
総農産物	67.3%	32.7%

しかしながら、注1資料[C]によれば自家消費生産型を脱し、商品生産型(つまり経済作物を経済規模で生産する)に移行するにつれ、当然経済作物の商品化率が高まる結果、1971年の姿としては米穀の商品化率は59.9%となるのに対し農産物全体の商品化率は63.7%に上昇するものと予測されている。

(注8) このような転換の問題以外に、食糧作物生産それ自体にも問題はある。すなわち、食生活の変化に伴う麦類の消費の減少によりその作付面積が減少しており、これに代わるべき新たな冬季作物を検討すべきである。(注1資料[A])

(注9) すでに、1963年には農産物価格安定法が制定され、1964年からはバリエーション方式による買上げを実施して穀価の維持、安定に努めてきたが、さらに、1966年8月に農産物価格安定基金法が公布され、さらに1967年7月末施行令が公布され実施にうつされた。これによれば農産物価格安定基金(総額200億ウォンを目標とする)を設置、米、麦等指定農産物を対象に当該農産物の価格調節、輸出その他保管、管理のための必要な資金として、政府機関(糧穀特別会計)または農協中央会に使用せしめるものである。1967年においてはとりあえず60億ウォンが韓国銀行から借り入れられた。

(注10) 桜井浩の前掲論文、および小倉武一編の前

資 料

掲書によれば、韓国においては肥料の国産化政策によって肥料の生産が飛躍的に高まっているが、それを農村に流通させる過程で、すべて農協を通ずることとし、これに取扱いマージン一律5%を認めているため、結果として、割高なものとなっているように見受けられる。また、注1資料[B]パラグラフ16は輸送面でのネックないし政府の軽視に起因すると指摘している。

(注11) 注1資料[B]パラグラフ18は、特に190隻の南太平洋マダロ船団の創設によって、マダロ輸出による外貨獲得を特記している。

(注12) そのような姿勢のあらわれとして、1967年1月16日に公布された農業基本法を中心とし、その前後において農地担保法、農産物価格安定基本法、農業災害対策法、農地造成法、酪農振興法および農漁村開発公社法が制定されたほか、農業協同組合法、土地改良事業法の一部が改正された。事業としては、土地盤造成および全天候農業用水源開発、農業技術の開発および普及を通じての食糧増産事業、需要構造変化に対応しての特用作物および蚕繭等の増産、農漁村工業の育成と農水産物国内流通の円滑および輸出増大を期するための「農工併進」策の中核的機関たる農漁村開発公社の設立等がすすめられた。

(注13) 第2次5カ年計画では、農業部門の生産増加につき下表のような目標をもっている。糧穀、経済作物、蚕業、畜産および漁業のそれぞれについての考え方、ならびに投資計画それぞれについては、ここで

は省略する。

第2次5カ年計画における生産目標

品 目	単 位	1965	1971	増加率 (%)
穀 類	1000M/T	6,287	9,053	44.0
米	"	3,501	4,858	38.8
麦	"	1,856	2,474	33.3
豆	"	203	312	53.7
雑 穀	"	607	1,270	109.2
飼 料	"	120	139	15.8
経 済 作 物	M/T	862	2,660	208.6
麻	"	495	9,000	1,718.4
油	"	5,153	14,663	184.6
マッシュルーム	"	106	7,740	7,201.9
蚕 繭	"	7,766	26,570	242.1
漁 獲 高	1000M/T	497	867	74.5
魚 類	"	337	673	99.7
貝 類	"	30	52	73.3
海 藻	"	43	50	16.3
その他水産物	"	87	92	5.7
養 殖 高	"	7	19	171.4

(出所) 経済企画院「第2次経済開発5カ年計画(1967~1971)」(Seoul, 1966)。

(注14) 注1資料[C]によれば、既存施設571カ所のほか、1967~71年間に402カ所が新設されるが、数としてそのまま上積みされるものではない。

(注15) 農産加工関係で、第2次5カ年計画(当初計画。その後毎年度作成される各年別総資源予算の段階で具体的に実施され、また変更を受けている)が想定している投資の内容は下表のとおりである。本計画樹立時(1966年央)には農漁村開発公社は存在していなかったのであるが、これが創設された現在においては同公社が本計画内容の実現に大きく寄与するものと期待される。

(注15の表) 製 造 業 投 資 計 画

事 業	事 業 内 容	事業主体	事業期間	期 間 中 投 資 (1967~1971)				
				内 外 資		別 別	政 府	民 間
				内 資	外 資			
(100万ウオン)	(1000ドル)	(100万ウオン)	(100万ウオン)	(100万ウオン)				
(製造業計)				89,643	622,281	254,797	3,291	251,506
(うち、食品加工関係)				9,396	16,166	13,686	2,300	11,386
澱粉工工場	澱粉 210,000M/T	民間	67~71	1,070	4,200	2,184	—	2,184
ブドウ糖工工場	ブドウ糖 30,000M/T	"	"	462	1,800	939	—	939
肉加工工工場	肉加工 4,500M/T	"	"	66	66	84	—	84
乳加工工工場	乳加工(粉乳) 1,400M/T	"	67~69	63	400	169	—	169
果実貯蔵施設	果実貯蔵庫 10,000M/T	"	67~71	60	20	67	—	67
薯餅飼料工工場	薯餅飼料 6,800M/T	"	67~70	75	80	96	—	96
タバコ工場移転拡張その他	タバコ生産能力 33億本	政府	67~71	1,478	3,098	2,300	2,300	—
				6,122	6,502	7,847	—	7,847

(出所) 経済企画院「第2次経済開発5カ年計画(1967~1971)」(Seoul, 1966)。

(注16) 注1資料[C]は主産地造成事業の年次計画を示しているが、第2次5カ年計画の最終年たる1971年には、農業部門19品目で主産地数250カ所(たとえば、養蚕72, マッシュルーム125, アスパラガス12, 苧麻12, トウモロコシ7など)、山林部門2品目で13カ所(シタケ5, タケの子8)、畜産部門4品目で64カ所(たとえば、乳牛21, 肉牛14, 養鶏20)、水産部門4品

目で71カ所(たとえば、ハマグリ18, カキ種貝16)、合計398カ所が造成されることになっている。

II 農漁村開発公社

1. 公社の概要

前述のように、直接第一義的には農漁民の所得増大を

はかることを目的とし、これを主として農畜水産物加工業の開発・育成を通じて実現させるために、農漁村開発公社が生まれ出された。一言にしていえば、従来の米作偏重の自家消費的農業経営では、食糧は増産されたが、農村それ自身は国の経済の成長から取り残され、それは農村自身にとっての不幸であるのみか、けっきょく国全体の成長のネックともなるおそれのあるところ、農漁村の生産を多角化したうえで加工と有機的に結びつけ、農水産物の販路および価格の安定をはかり、かくてはじめて農漁民の所得の向上、および、ひいては幅広くかつバランスのとれた国内マーケットの形成を可能とし、国民経済全体の調和のとれた発展の基礎を形作ろうというのが公社設立の基本的思想である。第2次5カ年計画の当初計画（1966年中央立案）においては農漁村開発公社の存在自体は予想されていなかったが、その発足以後においては、当然、これを5カ年計画における農民所得向上政策の中心とみなし、それにそれなりの役割を与えてゆくことになるであろう。

このような考え方が出現した背景はすでに前節の1および2において十分述べているので、以下においては農漁村開発公社法（1967年10月31日法律第1960号。以下「法」という）、同施行令（1967年11月13日大統領令第3271号。以下「令」という）および公社定款（以下「定款」という）によってその概要を整理しておこう。

(1) 目的

農水産物の貯蔵・処理および加工業を開発育成し、農漁民の所得を増進することを目的としている（「法」第1条および「定款」第1条）。

(2) 公社の性格と資本金

公社は農漁村開発公社法という特別法により設立され（「定款」第2条）全額政府出資になる特殊法人の形をとることになる（「法」第2条）。

資本金の額は50億ウォンであるが、その払込みの時期および方法は国務会議の審議を経て大統領が定めることとされている。（「法」第4条および「定款」第4条）。その第1回の払込金は10億ウォンとされ（「法」第4条および「定款」第4条）、1967年度予算に計上され、1967年11月14日払込みが行なわれた。残余は1968年度予算において20億ウォン、同年度追加予算でさらに20億ウォンが確保される予定である。

(3) 役員

公社には社長・副社長各1人と理事5人以内および監事1人をおく。理事は公社の定款上3人と定められた

（「法」第8条第1項、「定款」第6条）。

社長は農林部長官の提案により、国務会議の審議を経て大統領が任命し、副社長および理事は農林部長官の承認を受けて社長が任命し、監事は農林部長官と協議して財務部長官が任命する（「法」第8条第2項および「定款」第7条）。

社長・副社長および理事の任期は3年、監事の任期は2年とされている（「法」第9条および「定款」第8条）。

社長は公社を代表してその業務を統轄・処理する。副社長は社長を補佐し、社長に事故あるときはその職務を代行する。理事は「定款」（「定款」ではこれをさらに「職制規程」にゆずっている）の定めるところにより業務を分掌し、社長、副社長ともに事故あるときには定款（→「職制規程」）の定める順位にしたがって社長の職務を代行する。監事は公社の会計を監査する（「法」第10条および「定款」第9条）。

公社の役員は刑法その他法律による罰則の適用においては、これを公務員とみなすことになっている（「法」第12条および「定款」第11条）。

このほか、役員については欠格事由（「法」第11条および「定款」第10条）、兼職制限（「法」第13条および「定款」第12条）ならびに競業禁止（「法」第14条および「定款」第13条）の規定がある。

公社社長には車均禧元農林部長官が任命された。

(4) 議決機関（理事会）

公社の業務に関する重要事項を決議する機関として、社長、副社長および理事（現在3人）からなる理事会がおかれる。監事も理事会に出席して意見を陳述しうるほか、農業協同組合中央会会長および水産業協同組合中央会会長は理事会に出席して意見を陳述しうる（「法」第15条および「定款」第17条～第21条）。

なお、「定款」第22条によれば、理事会の議決を経るべき事項として、

- (イ) 公社の事業計画、資金計画その他業務運営に関する基本方針に関する事項
- (ロ) 予算および決算に関する事項
- (ハ) 社債の発行とその償還に関する事項
- (ニ) 資金の長期および短期借入とその償還に関する事項

以下、合計16項目を列挙している。

(5) 事業

公社は、「法」第1条および「定款」第1条に掲げた目的を達成するため、次のような事業を行なう。

資 料

- (イ) 農水産物の貯蔵・処理および加工施設に対する投資、建設、および運営
- (ロ) 農水産物の貯蔵・処理および加工施設に対する国内資本および外資の調達(「定款」第26条第2項の規定からみて、合弁事業形態による外資導入を含むものと考えられる。)と貸付(貸付は、農業協同組合または水産業協同組合を通じなければならない〔「令」第16条。〕)およびその斡旋

- (ハ) 農水産物の貯蔵・処理および加工に対する技術指導および経営指導と外国技術の導入およびその斡旋(外国の技術導入としては2国間の技術導入(技術援助を含む)のほか、AID、FAO、UNDP、コロンボプランなどの国際的な技術協力を期待しているものと思われる。)

- (ニ) 農水産物の貯蔵・処理および加工製品に対する市場開拓、輸出およびその斡旋と原資材購入および輸入供給

- (ホ) 農水産物の貯蔵・処理および加工製品に対する品質管理

- (イ)~(ホ)の各項目の付帯業務および政府委嘱事業(「法」第16条第1項および「定款」第24条)

なお、以上の各項目の「農水産物の貯蔵・処理および加工施設」の種類と範囲については「法」第16条第2項をうけ、「令」第15条が次のように定めている。

まず「種類」は次のとおりである。

- (イ) 農水産物の食品処理および加工(罐詰、ビン詰を含む)のための施設
 - (ロ) 澱粉およびこれを原料とする処理および加工のための施設
 - (ハ) 農水産物の食用油脂処理および加工のための施設
 - (ニ) 蚕繭処理および加工のための施設
 - (ホ) 葛茎、木工芸、莞草類、麻類および竹類の処理および加工のための施設
 - (ヘ) 農水産物の乾燥、冷凍、冷蔵、練製品、魚粉の処理および加工のための施設
 - (ト) 真珠核や貝殻等の処理および加工のための施設
 - (チ) 肉、乳、骨等の処理および加工のための施設
 - (リ) 兎毛、豚毛と毛皮および同皮革の処理および加工のための施設
 - (ヌ) 飼料の処理および加工のための施設
 - (ル) 麦藁、稲藁、トウモロコシの茎、糠等農水産物の副産物の処理および加工のための施設
- また、その「範囲」は次のとおりである。

- (イ) 前述の施設による原料生産に必要な種菌、ビニール・ハウス等の施設

- (ロ) 前述の施設において生産される製品の包装に必要な容器工場施設

- (ハ) 前述の施設の運営に必要な運搬手段と貯蔵および販売施設等の付帯施設

- (6) 資金の調達

公社の資本金は(2)で述べたとおり、50億ウォンとされているが、事業を行なうにあたっては自己資金のほか、もっぱら次の各種の他人資金による資金繰りが必要となるらう。

- (イ) 社債を発行する

- (ロ) 政府補助金の交付を受ける

- (ハ) 財政資金の貸付を受ける

- (ニ) 長期および短期の借入をする

- (ホ) 特に外国資本の導入(合弁事業形態による外資導入を含む)をはかる。国際機関からの借入も含まれよう。

これにつき、

- (イ) 社債発行: 公社は「法」第16条の規定による業務遂行上必要なときは、農林部長官の承認(そのため農林部長官は財務部長官の同意を求める)を受けて社債を発行することができる。政府は、社債の元利金の償還につき、保証を行なうことができる(「法」第19条、「令」第18条)。

社債は券面額1000ウォン以上とし、利札付き無記名式債券とする。ただし応募者または引受者の請求により記名式にすることができる(「定款」第29条)。

社債利子は年2回支払われる。据置期間(3年以内)をおくことができる。償還期間は据置期間を含め10年以内とする(「定款」第30条)。

社債の償還計画は毎事業年度ごとに作成のうえ農林部長官の承認を受ける必要がある(「定款」第33条)。

- (ロ) 政府補助金の交付: 政府は公社の事業に対し補助金を交付することができる(「法」第20条)。補助金を交付しうるのは、農林部長官が農水産物の貯蔵、処理、加工業の開発上必要であると認定したとき、ならびに、政府から公社に事業を委託したときに限られている(「令」第19条)。

- (ハ) 財政資金の貸付: 公社は財政資金運用法第10条農業協同組合法第153条第2項および水産業協同組合法第132条第2項の規定にかかわらず(注1)、政府より資金の貸付を受けることができる。

(イ) 長期および短期の借入：これについては「法」に規定はないが、公社の事業活動上当然に認められるべきものであり、「定款」では次のように取り扱われる。すなわち、公社は業務遂行上資金が不足するときには、農林部長官の承認を受けて、長期借入をすることができる。（「定款」第32条第1項）。なお、長期借入については毎事業年度ごとに償還計画を作成し、農林部長官の承認を受けなければならない（「定款」第33条）。

また、公社は資金の一時的不足に充当するため、短期借入をすることができる。この場合には長期借入の場合のような承認は要件とされていない（「定款」第32条第2項）。

(ロ) 外資導入：公社は目的達成のために必要なときには、外資導入をすることができるほか、農水産物の貯蔵・処理および加工業者に対し外資導入の斡旋をすることができる。この外資導入において、外国人と合作投資（合弁事業）の方法によることができるが、この場合には、総投資額に対する外国人の投資比率は理事会の議決を経て農林部長官の承認を受けなければならない（「定款」第26条）。

公社がこのような外資導入を行ない、あるいはその斡旋をするにあたっては事前に農林部長官の承認を受けなければならない（「定款」第27条）。

このような外資導入（借入であると直接投資であるとを問わず）が一般的に韓国の「外資導入法」の適用を受けることは当然のことと思われる。

以上の(イ)～(ロ)の具体的資金調達源として公社は、国内的には政府の投融資以外に農協および水協の投資および融資、一般金融機関の融資さらに工場設置主体となる民間投資家の投資を期待している。また、対外的にはアジア開発銀行（ADB）借款、世銀借款、アメリカ AID 借款、外国民間商業借款、外国金融機関融資さらに工場設置主体となる外国民間企業の直接投資を期待している。また、日本の有償経済協力資金もその一部として期待されている。

なお、公社の余裕金は国債の買入、または農林部長官の指定する金融機関への預託のいずれかに運用しなければならない（「定款」第38条）。

なお、公社の事業決算上の損金または益金の処理についての規定（「法」第21条および「定款」第37条および第38条）は省略する。

(7) 業務の監督等

公社の政府特殊法人としての性格から当然のことではあるが、事業計画と収支予算の編成および決算（「法」第18条第1号）をはじめきわめて多くのことがら農林部長官の承認または認可事項となっている。これは役員や職員の人事、財政（この場合は財務部長官も関係することが多い）、業務のあらゆる方面にわたっている。

このほか一般的に農林部長官は公社の業務に対して監督し、検査を行なう権限を有している。その結果しだいでは是正命令を出し、役員解任を要求し、あるいは社長解任の建議を大統領に対して行なうことができる（「法」第17条第1項および第2項）。

財務部長官は、公社の会計監督上必要と認めるときは農林部長官を通じ公社に対して報告を求め、あるいは是正を要求することができることになっている（「法」第17条第3項）。

2. 公社の事業計画(1968年)

昨1967年12月1日に発足した公社は、本年2月末1968年の事業計画について、農林部長官の承認を得たので、これまで説明したところの具体化の例として、その概要を次に述べることにしたい。

総投資額は68億0500万ウォンで、そのうち、施設資金29億9400万ウォン、運営資金38億1100万ウォンとなっている。

資金調達については、内資のほか前記1.「公社の概要」(6)「資金の調達」(ロ)の規定にしたがい、アジア開発銀行からの借款ならびに日本およびアメリカ等からの財政借款、民間借款ないし合弁投資受入れを積極的に検討していると伝えられている。

事業内容は冷凍、冷蔵（コールド・チェーン）、食品罐詰、澱粉コンビナート（ブドウ糖製造）、ブドウ酒製造工場、搾油工場、麦稈パルプ工場、主産団地造成（養豚、養鶏）、製罐、エビおよびハマグリ養殖加工、マッシュルーム加工等で、事業規模等は第6表のとおりである。

（注1）財政資金運用法第10条は財政資金の運用先について6項目の制限列挙を行なっている。貸付先については韓国銀行、韓国産業銀行、農協中央会、水協中央会、中小企業銀行および国民銀行のほか特に財務部長官が定める地方自治団体または金融機関とされている。他方、農業協同組合法第153条第2項は「農業に関する資金は農協中央会のみが政府または韓国銀行から借り入れることを得」とし、また、水産業協同組合法第132条第2項は「水協中央会以外には水産業に関する資金を政府から借り入れることができない」と定めている。

第 6 表 農漁村開発公社1968年度事業計画表

(単位: 100万ウォン)

事業別	規模	件数	投資額		備考(自己資金以外の資金調達予定など)
			施設資金	運転資金	
冷凍・冷蔵			(1,060)	(1,148)	
イ. 冷凍および加工施設	収容能力1,000 ^M /T	2	450	472	ADB(アジア開発銀行)借款予定
ロ. 冷凍冷蔵(中規模)	" 200 ^M /T	9	400	400	"
ハ. 冷凍(小規模)	" 20 ^M /T	30	210	276	
総合食品(罐詰)	年産 15,600 ^M /T	3	310	309	ADB借款, アメリカ民借予定
ブドウ糖工場	75,000 ^C /s				(済州島)ADB借款予定
果実加工(ブドウ酒)	年産 15,000 ^M /T	1	334	642	(太田)ADB借款, 日本合弁予定
総合搾油精製工場	年産 45,000 ^M /T	1	200	850	ADB借款, 日本民借予定
小麦精製	年産 6,000 ^M /T	1	350	---	ADB借款予定
主産団地			(279)	(206)	
イ. 養豚	20,000頭 100戸	1	84	121	ADB借款予定
ロ. 養鶏	100万羽 1,800戸	1	195	85	ADB借款予定
製罐資材工業	4,310 ^M /T	1	---	544	ADB借款予定
製罐		2	150	---	ADB借款, 日本・アメリカ合弁予定
エ. ビ養殖加工	110 ^M /T	1	46	46	(全羅南道務安郡)ADB借款, 日本合弁予定, このほかハマグリにつき 1, 2カ所予定
マッシュルーム加工	285 ^M /T	1	30	31	ADB借款, アメリカ合弁予定
公社研究所		1	200	---	
合計		56	2,994	3,811	
			6,805		

(出所) 農漁村開発公社『1968年度事業計画及び収支予算書』(Seoul, 1968)。

(外務省経済局アジア課 篠沢恭助)

アジア経済研究所刊行

アジアの経済成長と貿易構造

神戸大学教授 入江猪太郎編

190頁 円 380

▷経済成長と貿易構造(入江猪太郎)▷工業化過程の理論とその検証(片野彦二)▷アジア諸国の経済開発計画(安井修二)▷アジア諸国における輸出変化と貿易構造(三辺信夫)▷アジア諸国の工業化と貿易構造(村上敦)

アジアの第1次商品貿易

一橋大学教授 小島清編

260頁 円 520

▷ドル不足と低開発国問題(小島清)▷第1次商品貿易と共同市場(小島清)▷東南アジア諸国の貿易集中度(相原光)▷米穀経済の国際的安定(逸見謙三)【付録】文献解題

東南アジア第1次商品の価格安定施策

日本銀行
アジア調査課長 渡辺長雄編

180頁 円 540

▷価格安定化の緊要性(江部貞四郎)▷価格変動要因(内山潤一郎)▷国際商品協定の現状(内山潤一郎)▷その他の安定施策の現状(内山潤一郎)▷価格安定施策の効果と限界(内山潤一郎)▷最近における国際的な補償措置構想(高橋邦年)▷結論(渡辺長雄)

アジア貿易の地位と特質

関西学院大学
教授 片山謙二著

180頁 円 540

▷世界貿易における低開発地域の地位と特質▷低開発地域貿易におけるアジアの地位と特質▷アジアの貿易市場構造の分析▷アジアの商品貿易構造の分析

アジア経済出版会発売